

令和4年度第1回千葉県農林公共事業評価審議会 議事概要

- 1 会議の日時 令和4年11月8日（火）13時20分から
- 2 場所 千葉県自治体職員福祉センター4階会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 相川文明、飯塚里恵子、川面弘美、青山定敬、塩澤英一
 - (2) 県職員 小島農林水産部次長、板倉農林水産政策課長、鈴木耕地課長
宮川森林課副課長、その他関係職員

4 議題

(1) 審議事項

【再評価】

- ①〔農業農村整備事業〕広域営農団地農道整備事業 安房2期地区
- ②〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 夷隅川1期地区
- ③〔農業農村整備事業〕湛水防除事業 蓮沼Ⅱ期地区

【事後評価】

- ①〔農業農村整備事業〕湛水防除事業 和泉地区
- ②〔治山事業〕海岸防災林造成事業 野中地区

(2) その他

- ① 地すべり対策事業に係る判定表の修正について
- ② 千葉県農林公共事業評価委審議会運営規程の一部改正について

5 議事概要

(1) 審議

【再評価】

- ①〔農業農村整備事業〕広域営農団地農道整備事業 安房2期地区
・配付資料により説明

【主な質疑・意見等】

(委員)

用地交渉を鋭意進めてきた中で、用地交渉は難しいという判断のもとで、路線を打ち出したということは、こちらに方向転換をとということでしょうか。

(説明者)

事業着工間もないころから、用地交渉して今まで進まなかったということがあります。1, 2工区の供用が開始されると、残りはこちらだけなので、違う路線の検討をしてはどうかという話をしているところです。定期的に用地交渉に伺いながら、違う路線で最適なものがいないかを、今後検討していこうと考えております。

(委員)

計画路線をこのように設定した根拠はどのようなものでしょうか。

(説明者)

現況の林道も生かしつつ、拡張できる部分は拡張して、なるべく経済的なところで、計画は作ったというところがございます。

(委員)

既存の林道の拡張にあたって、用地買収が難しいということですか。それとも計画ルートでたまたま用地買収ができないということですか。

(説明者)

現在の計画路線のうち用地交渉が難航している箇所は大きく2ヶ所です。林道を拡張するところでも、あとはトンネルの脇に新しいトンネルを掘ろうという計画で進んできたところでも用地買収ができていない状況です。

(委員)

文化財調査の関係等はどうなるのでしょうか。

(説明者)

文化財の関係部局と事前協議が必要です。

(委員)

新路線を検討した場合に、土地は問題なく取得できる見込みはあるのでしょうか。

(説明者)

今日示した検討案は、大体こんな感じというもので、実際にどういう路線にするかというのは、土地や線形とか色々関係がありますので、検討を始めたいと考えております。

(委員)

今後の進め方として、用地買収についても継続的に交渉しつつ、新路線についても、併せてその可能性があるかどうかについて、検討するということですね。

(委員)

当面は、現状のルートと新ルートの検討という形が一番いいかと思います。

(委員)

完了までどのくらいかかりますか。

(説明者)

順調に進みますと、概ね10年位はかかります。

(委員)

既存の林道を使いやすくすることに予算を振り分けることもできるのですか。それとも林道なので、予算は投入できないのですか。

(委員)

そこまでの広さを求めない中で、路面をもっと走りやすくするような変更等に、予算は掛けられないのですか。拡幅については、用地買収が難航しているため、難しいと思うのですが、例えば道路幅が現状のまま、そういった整備や安全に双方向通行できるよう、何らかの処置等に予算を投入するのはできるのでしょうか。そもそも拡幅しないことには難しいのでしょうか。

(説明者)

現状としては、幅が狭い砂利道で、舗装されていませんので、広域農道の事業から見て、走行時間の短縮等の効果という点からすると、効果として期待されたものが得られないと思われま。

(委員)

残された区間は少しであるということ、令和5年度には1、2工区を開通させるということ、何もしないでストップしているわけにはいかないから、見極めがある時期で必要になってくるということですね。

(説明者)

はい。

②〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 夷隅川1期地区

・配付資料により説明

【主な質疑・意見等】

(委員)

資料2-11ページで集落排水路の整備が計画されていますが、これは現況の断面の中でおさまるものなのか、それとも用地買収をするのか、換地処理をするのでしょうか。

(説明者)

これは、原則地区内の処理で、用地買収が発生せずに、改修を進めます。あと換地でやるということです。出っ張っているようなところは、(資料2-11の図を示して)一部、ここはもともとの水路用地の中で収まるような形になります。

(委員)

夷隅川に排水される段階では、夷隅川との水面の差はあるのですか。大雨のとき、逆流してくるということはないですか。

(説明者(事務所))

夷隅川との水位差を考慮し、設計しております。

(委員)

残っているところは、青の実線のところだけということですか。

(説明者)

残りの事業としては、暗渠排水が少し、残りは、これらの関連事業である集落排水路等で、集落排水について、一部施工は済んでいます。

(委員)

集落道路についても協議されたそうですが、集落道路も換地がらみですか。

(説明者)

集落道路については、用地買収をするところが多いです。

(委員)

用地買収がらみですか。例えば資料2-3ページだと、集落道路が未整備なのはどこの区画ですか。

(説明者)

面的な工事を優先させていたので、集落道路については未着手となります。

(委員)

集落道路の具体的な工事の内容はどのようなものですか。

(説明者)

既存の村道路の拡幅ですとか、そういう整備があります。集落と集落を結ぶ道路ですので、周りを詰めて、動いてやるわけではないため、その部分を換地で満たすということが難しいので、用地買収でやります。

(委員)

資料2-12ページの投資効率について、計画変更時が採択時に比べて、何故上がった

のですか。

(説明者)

平成21年度の採択時から、効果算定のルールが一部変更になり、平成28年度時点では、国産農産物安定供給効果というものが新たに新設されており、この効果を新たに算定したところ、上がったということになります。

(委員)

集落排水路、集落道路の検討手続きとして、進めていく中で、あと4年で事業は完了する。課題は特にないということですね。

(説明者)

はい。

③〔農業農村整備事業〕湛水防除事業 蓮沼Ⅱ期地区

・配付資料により説明

【主な質疑・意見等】

(委員)

資料3-6ページで、排水機場が整備され、それによって湛水被害の軽減が図られたということですが、いつ頃動かしたとか、運転実績はありますか。

(説明者)

完全に排水機場が機能したのが平成22年からで、令和3年度中で考えますと、年間330時間位動いています。

(委員)

資料3-6ページですが、排水機場の整備前と整備後のモーターの出力を見ると、能力がかなり上がっていますが、排水路は、そんなに変わっていないと思いますが、なぜですか。

(説明者)

湛水被害を防止するため、排水機場に繋がる排水路を整備する中で、排水路の計画の見直しをして、湛水被害が少なくなるように、水路を少し下げました。すると吸い込むための揚程とかが変わりますので、必然的に能力を上げないと水が吸い切れなくなります。そのため、馬力がアップしています。あとは地盤沈下とか、外水位の変化等もありますが、単純に言うともそういうことです。

(委員)

低い所から上げる分、エネルギーが必要ということですか。

(説明者)

はい。そういうことです。

(委員)

用地買収は出てくるのですか。

(説明者)

当地区につきましては、たまたま既存の排水路や堤塘の敷地があり、それを利用しながら整備しますので、用地買収は行っていません。

(委員)

課題や問題は発生してこないということですか。

(説明者)

着々と工事を進めていくというところです。

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕 湛水防除事業 和泉地区

・ 配付資料により説明

【主な質疑・意見等】

(委員)

排水ポンプは今までに動かしたことがありますか。

(説明者)

事業が完成してからは試験運転以外では、動いていないです。

(委員)

幸いにも、そういった被害の状況に至っていないということですか。

(説明者)

排水路を整備したことにより、通常の排水が良くなったため、ポンプを運転するような湛水被害が発生していない状況です。

(委員)

この事業ではポンプの効果より、排水路の整備による効果が大きいということですか。

(説明者)

この地区の現状はそうだと思います。

(委員)

資料1-14ページの判定表の管理者の意見の欄、維持管理(故障)の項目で、「たまに故障する」となっていますが、「たまに」は例えば3年に1回とかの頻度で、発生するということですか。さらに、その横には、「ほとんど故障がない」、一番評価が高いのは「全く故障がない」ですが、「ほとんど故障がない」というのは、今までできてから1回ぐらいかと感覚的には思いますが、「たまに故障する」は、数回故障しているのですか。具体的にはどういった故障があるのですか。

(説明者)

説明の中で話したとおり、バルブを一度、交換しています。試験的な運転をする中で、何かのランプ切れですとか、簡易に直せるようなものについては、「たまに」、「ほとんど」とかの意味合いにしています。

(委員)

本当に軽微な故障であれば、「ほとんど故障がない」という評価でもいいと思います。

(委員)

維持管理費は平均で150万円かかっているのですが、費用がかからない場合はあるのですか。それとも、契約して定期点検を行われているとか、どういう状況ですか。

(説明者)

維持管理を業者に委託し、それに電気代がかかるので、ほぼ変わらないです。ただ、バルブの故障があった年などは、若干上がります。

(委員)

維持管理や点検は基本的に業者に委託しているのですか。

(説明者)

試運転や点検は委託しています。

(委員)

もし緊急時に運転する際に、不具合があったら業者が対応しなければ動かないということですね。

例えば、この間の台風のときには、いざ自家発電機を回そうとしたら、燃油が古くなって駄目、水が入って駄目、バッテリーが上がって電池が駄目、メインのヒューズが落ちて、

ヒューズが動かないとか甚大な被害になったところはたくさんありました。そういった対処は、1人じゃなくて、バックアップがないと、どんないい設備があっても、基本的に設備の運転ができなければ何も意味がないので、そういうところはすごく大事だと思います。今の話だと、何もしていなくて、市職員に運転する能力はないと、宝の持ち腐れになることもあり得るという心配をします。

(説明者)

点検については、四半期に1度、試運転をしております。その時にバルブに不具合があったので、交換になりました。その時にもし台風が来た場合は、今おっしゃった課題になりますが、四半期に1度なら、それなりのペースで点検はしていると思っています。

(委員)

アンケートの結果によると、安心度や景観が良くなったとか、パーセンテージが高いですが、判定表の「関係住民・受益農家の意見」では「変化なし」となっています。現状、今までと変わらないから変化がないのか、出来たものに対して、役立っているという気持ちとは違うのではないかと思います。

(説明者)

アンケートでは、判定上「全く知らない」という方が多いため、それを数式に当てはめ、平均すると、「変化なし」になります。

(説明者)

アンケートの対象者が、農地を保有していない、この近辺で農業をやっていないという方が多く、その結果として知らない人が多いこと、事業開始が25年前のため、一世代前になると、気づいたときにはある程度大きくなったということがあると思います。

(委員)

アンケート対象者は、この地区に住んでいる方ですか。

(説明者)

対象地に住んでいる人、市内にいる人を対象にしています。

(委員)

このアンケートの結果としては、湛水被害がおきない実績はあるが、その理由が、今回の排水路拡張によるという認識はされていないということですね。

(説明者)

整備後、大きな湛水被害が発生していないと聞いているので、意識としてはそうかと思

います。

(委員)

50年前と今では、農村の状況が全く違い、農地を持っているが、農業をやっていないという方が、増えてきています。農業関係の公共事業を、農家対象でやる限りは、こういう結果にしかならないと思います。

農業をやっていないが、農村に住んでいる人たちに、事業の良さを理解してもらうにはどうしたらいいかと考えることも必要かと日々思います。農業の生産だけではなく、農村の多面的機能みたいな話をここに入れ込んでいく等を検討すれば、アンケート結果も変化ではなく、役立っていると認識が変わっていくということも予想されますし、農村の状況が変わってきているので、いろんな評価内容を変えていかないと難しいと思います。

(委員)

実際高齢化が進んで、担い手が少ないという現状はあると思うのですが、事業が評価されなくなるということは寂しいですし、残念です。

(委員)

農業的な事業で執行されていますが、事業内容は治水で、安全に関わることなので、農家だけでなく、住民の方にも、もっと知っていただくようなPRのやり方も考えられると良いのではないかと思います。そうすると、もっとアンケートの回答が「できて安心だ」という結果になると思います。やっていることは、農家だけではなく、住んでいる人達に対して、安全面では寄与していますので、残念ですね。

(委員)

対象は農地ですから、一般住宅の方は分からないかもしれませんが、安心は確保できたわけですね。PRをもう少ししてはどうかと思います。

(委員)

資料1-13ページのアンケート結果の安心度②の④で示される以前というのは、数年前と比べて等の認識を持たれているなら、最近は、全然災害起きていないということで、こういう回答があると思います。実際に被害の写真がありますが、資料1-3ページの写真と比べてどうですかといった聞き方をすれば、また違う回答があったのかなと思います。以前がいつの時点かで、回答が全然違ってくると思います。

(委員)

結果としては、令和元年の台風の時点でも、湛水被害がないのは示されています。

(委員)

今回は事後評価ということで、結果についての意見を述べていますが、県が定めたアンケートの計算式や聞き方として、事業着手前という文言が入ってくればもう少しよかった、集約するとそのあたりですかね。

審議を終了してよろしいでしょうか。

②〔治山事業〕海岸防災林造成事業 野中地区

・配付資料により説明

【主な質疑・意見等】

(委員)

資料9ページ、植栽仕様図で、この場所以外にも海岸林に対しては、県として、抵抗性クロマツ、マサキ、トベラを主として植えています。県の方針で樹種を選んでいるのですか。

(説明者)

抵抗性クロマツは決まっていますが、副林木は、この地域に合うものを選んでいけばいいと思いますので、トベラ、マサキとは限定せずに、違うものを入れている地域がありますが、一番手に入りやすく、これからの下刈りとかするとき、棘もないほうがいいということで、一時期はアキグミとかも、植えていたのですが、色々試した結果、これらに収束されています。

(委員)

全体的に、この九十九里の海岸にはマサキ、トベラを副林木として、植栽するケースが多い印象を持っています。

(説明者)

これに、収束されて落ち着いている感じです。

(委員)

資料13ページで、砂丘の状況が分かるのですが、側道の部分やブロックは、所管が違うのですか。

(説明者)

今は砂がついている状況ですが、根固ブロックも北部林業事務所が管理しており、海岸保全区域と保安林の線が、少し海岸寄りにあります。資料4ページの平面図を見てもらうと、赤いラインで示しているところが海岸県有地と海岸保全区域のラインになっており、防潮堤の前まで保安林の範囲といいますか、海岸保全区域との境が防潮堤の前にあるので、根固め工と突堤は、当事務所で配置したもので、海に飛び出すような形でヘッドランドも

何本か設置されていますが、これは土木事務所がやっています。

一時期は、防潮堤が必要な位、砂が取られる状況だったため、保安林がこれ以上削れないように、保安林部局で対策をしましたが、土木も、ヘッドランドを伸ばしてくれているので、今は砂が着くようになってきています。

(委員)

見えているところは、保安林区域の一部ということですね。

(説明者)

そうです。

(委員)

海岸保全区域というのは、誰が指定するのですか。

(説明者)

土木が所管です。

(委員)

今回、野中地区の中には、海岸保全区域がないということですか。

(説明者)

あります。(資料4ページの平面図で説明) 赤のラインより海側、保安林より海側が海岸保全区域になり、入り組んでいます(矢指ヶ浦海水浴場の部分は、公園裏まで海岸保全区域であることを図面を指示して説明)。ちょっと奥まってまた戻ってという形になります。

お互いが整理を進めてきたところで、後から海岸保全区域の設置となる場合もあるため、既に保安林部局で整備しているところは、調整しながらやっているの、杓子定規にまっすぐということにはならないです。

(委員)

資料18ページの、例えば設問の3「海岸防災林造成工事は効果があったと思いますか」という質問に対して、「分からない」という回答が41%ですが、理由は、もう少し年数が経過しないと分からないと、私は読んだ時、そのとおりだと思いました。結局、松林が成木にならないと効果は分からない中、今回は松林の成長が途中ですよね。その辺でも、効果があったかどうかの質問はいかがなものかと思いますが、何か違う質問はないのでしょうか。

きちんと成木にならないことには、効果があったかどうか分からないため、そういう回答になると思います。

(説明者)

そうですね。答えづらい質問だと思いますので、その中に自由項目、自由に書ける項目の括弧は作って、御意見を書いていただいています。回答者はお年寄りが多いですが、色々な思いを書いているため、所内で共有して、今後の参考にしています。

(委員)

造成工事は、いいことですし、津波の力の軽減効果が高いと、学会等で実際に証明されている一方で、成木していないというのがあります。この辺のアンケートの設問のやり方を変えたほうがいいとは思いますが。

(2) 意見書の確認・決定

以下の内容で、意見書が決定した。

【再評価】

①〔農業農村整備事業〕広域営農団地農道整備事業 安房2期地区

処理方針(案)に対する意見としては、「継続的に用地交渉を進めると同時に、新路線の可能性についても検討の上、実施ルート判断をされたい。」

総括として、以上審議したところ、事業主体の処理方針(案)のとおり、「事業の継続が妥当である」との意見であった。

②〔農業農村整備事業〕経営体育成基盤整備事業 夷隅川1期地区

処理方針(案)に対する意見として、「残工事については、関係機関と協議の上、事業の早期完了に努められたい。」

総括として、以上審議したところ、実施主体の処理方針(案)のとおり、「事業の継続が妥当である」との意見であった。

③〔農業農村整備事業〕湛水防除事業 蓮沼Ⅱ期地区

再評価結果として、処理方針(案)に対する意見として、「湛水被害の軽減のため、事業の早期完了に努められたい。」

総括として、以上審議したところ、実施主体の処理方針(案)のとおり、「事業の継続が妥当である」との意見であった。

【事後評価】

①〔農業農村整備事業〕湛水防除事業 和泉地区

審議結果としては、「AA(ダブルエー)事業計画どおりの効果が得られた。」審議会の意見としては、「事業計画どおりの効果が得られた。本事業の公的役割は大きく、今後、地域住民に対して、事業効果のPRに努められたい。また、評価にあたり、アンケートの方法を工夫されたい。」

②〔治山事業〕海岸防災林造成事業 野中地区（事務局）

審議結果としては、「AA（ダブルエー）事業計画どおりの効果が得られた。」審議会の意見としては、「事業計画どおりの効果が得られた。住民のアンケートについて、海岸防災林造成工事の効果に係る設問については、設問の内容について検討されたい。」

（3）その他

①地すべり対策事業に係る判定表の修正について

- ・配付資料により説明

【主な質疑・意見等】

（委員）

修正後の判定表で、政策面で「地すべりの安定状況」の項目について、一部地すべり活動が見られるというのがCになっているが、地すべり活動を止める事業ではないのですか、もし、そうであれば、これだと活動は見られる、地すべりがあるというのが普通になっているように感じられます。

（説明者）

判定表としては全く止めるという形が、ベストだと思いますが、それが普通ではなく、ある程度許容して、概成みたいな形で進める事業のため、この形でまとめています。

（委員）

この判定表は、事後評価ですよ。事業そのものは概成ですよという考え方ですよ。完成じゃなくて概成、何年かたったときには、あるかもしれないということですね。事後評価なので、5年経過した時点で地すべりが見られるか、それについて評価しているということですね。

（委員）

実際のところ、一部にみられるという判定がされたときに、次のステップとして何か事業対応に入っていくのですか。

（説明者）

それをもってというより、どういう状況かも含めて、状況を見ながら、新たにまた調査をしなきゃいけないとか、そういう状況も含めて監督していきます。その点で、施設の管理状況で、地元の委託をしている中で、そういう変調があるかということを見て行けるかと思っています。

(委員)

事業後も、例えばひずみ計等を設置して、観測は続けるという形をとるのですか。

(説明者)

それに類する形、現状を測れるような形で維持管理組合に管理していただいています。

(委員)

対策工事をやったところは地すべりが起きていない方がいいですが、対策工事をやっていないところは、地すべりがまだ活動しています。それが一般的ならそれでいいのではないですか。

(委員)

また、何年か経つと評価に対して意見が違うかもしれませんが、事業制度というものを踏まえた中で、来年度以降の地すべり事業についての評価の実施をお願いいたします。

②千葉県農林公共事業評価審議会運営等規程の一部改正について

- ・配付資料により説明
- ・質疑・意見等なし